

お知らせ

令和5年2月27日



伐採木を有効活用しては！

～河川内で伐採した木を無償配布します～



河川内に繁茂している樹木は、洪水時に川の水を流す能力を低下させるなどの支障となるため、国土交通省 三次河川国道事務所では計画的に河川内の樹木を伐採しています。

今回、この伐採した樹木を無償配布しますのでお知らせします。

配布期間 : 令和5年3月6日(月)～令和5年3月10日(金)

時間 : 9:00～16:00

配布場所 : ・安芸高田市吉田町常友(江の川_岩ノ城橋より約200m左岸上流)

※配布場所位置図参照

手続き : 事前に申込書の提出が必要です
(事務所HP記者発表欄から申込用紙をダウンロードしてください)

配布樹種 : 主に広葉樹(ヤナギ等)

その他 : 配布は現地での先着順とし、なくなり次第終了とします。

●問い合わせ先 国土交通省三次河川国道事務所

副所長(河)

【担当】河川管理課長

【現場担当】吉田出張所長

さいとう かず まさ
齊 藤 一 正
たけし もと よし ひろ
武 本 吉 弘
たか き くに お
高 木 邦 夫



三次河川国道事務所
ツイッターQRコード

TEL : (0824) 63 - 4121 (代表)

FAX : (0824) 63 - 3132

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi>

手続き及び注意事項

「申込書」に記入のうえ、
三次河川国道事務所_河川管理課まで提出して下さい。
(持参、郵送、又はFAX、メールで)

提出先 : 〒728-0011 三次市十日市西6-2-1
国土交通省 三次河川国道事務所 河川管理課

伐採木無償配布申込

FAX: (0824) 63-3132

Email: info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp

【手続き・注意事項】

- ①「申込書」を提出して頂いた方が配布の対象です。
- ②配布は現地での先着順とし、無くなり次第終了と致します。
- ③積み込み、運搬作業は各自でお願いします。
- ④申込者1人につき運搬車両(軽トラック程度迄)1台分とさせていただきます。
- ⑤運搬車両の最大積載量を超えないように積み込みをして下さい。
- ⑥しっかりと荷台に固定し、丸太等の落下には十分お気を付け下さい。
- ⑦現地でのケガや事故、第三者に損害を及ぼした場合、又は苦情等を受けた場合は自己責任の範囲とし、三次河川国道事務所は一切の責任、負担を負いません。
- ⑧配布する伐採木を第三者への転売等、営利目的に使用することはできません。
- ⑨配布後に違法行為(不法投棄等)の無いよう各自に責任において適切に管理して下さい。
- ⑩配布する伐採木の品質については、三次河川国道事務所では一切の責任を負いません。
- ⑪県道29号の出入りには、十分注意下さい。

申込書記入用紙

《河川法第25条による河川産出物の採取に準ずる確認事項》

河川の名称 : 一級河川江の川水系江の川

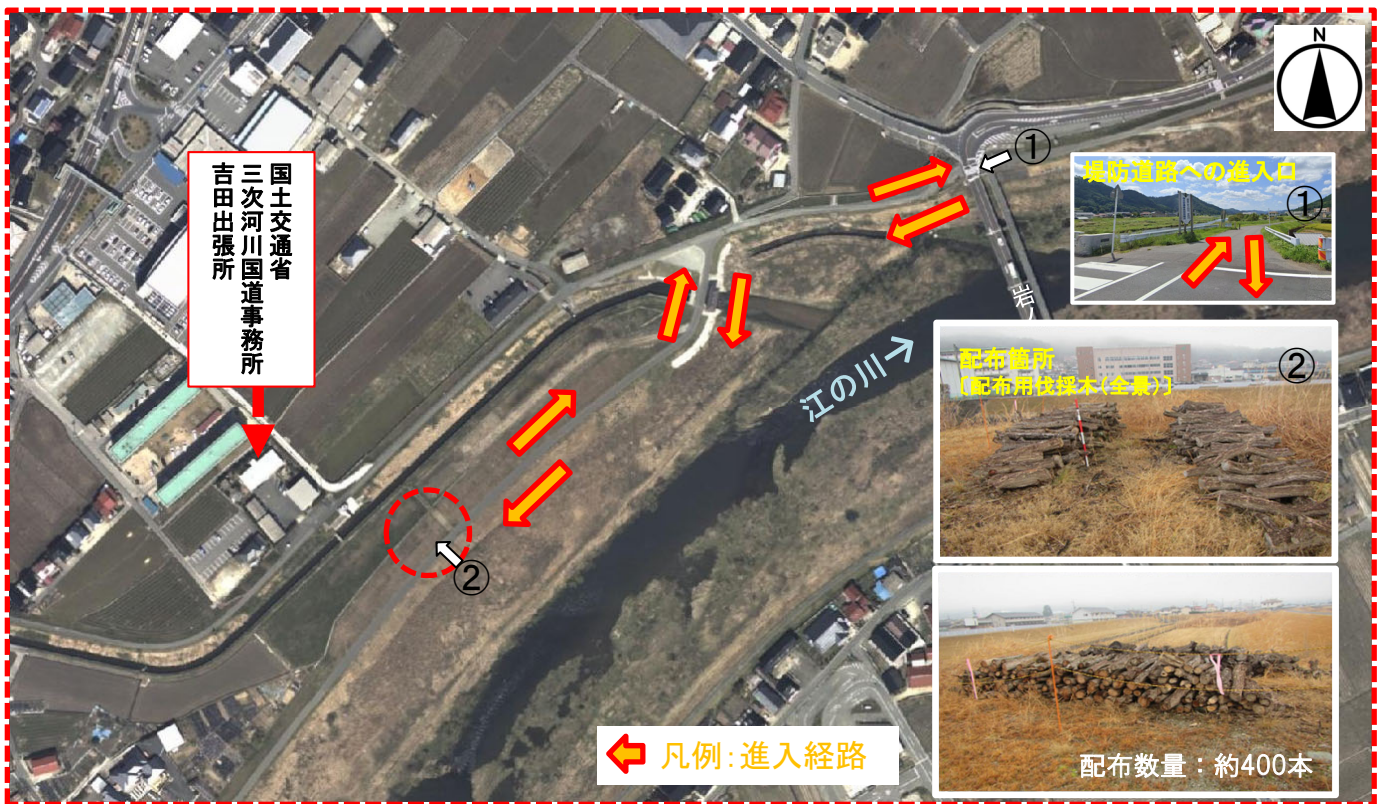
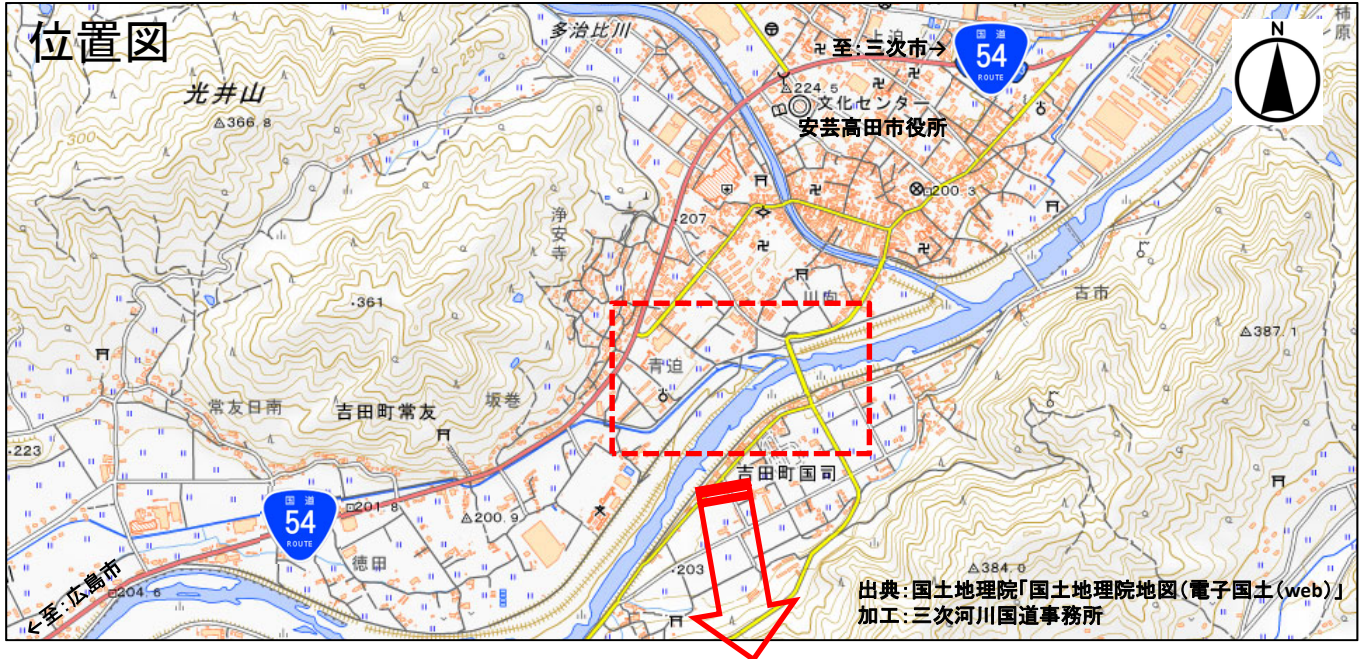
伐採木の配布あたり、下記の①～⑧に記入をお願いします。

※この申込書で記入された情報については利活用状況の統計に用います。

※個人情報については第三者への開示、提供は行いません。

- ①氏名 :
- ②住所・連絡先 (TEL) :
- ③場所 : 安芸高田市吉田町常友
- ④使用の目的 (参考に) : 薪・ほだ木・その他 ()
- ⑤希望する数量 : 本
- ⑥搬出の方法 : 河川区域内に集積された伐採樹木の搬出
軽トラック・その他 ()
- ⑦搬出年月日 : 令和 5年 月 日 ()
- ⑧伐採木等伐木配布に関するご意見ご要望など
- ・ 今後も伐採木の配布を 希望する ・ 希望しない
 - ・ ご要望 (配布の時期、木の種類等)

配布場所位置図 安芸高田市吉田町常友



※ 伐採木は、約1mに切り揃えてあります。

出典:国土地理院「国土地理院地図(電子国土(web))」
加工:三次河川国道事務所